**投資信託説明書**
**（請求目論見書）**
**使用開始日：2022年2月10日**

# トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

**追加型投信／国内／株式**

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2022年2月9日に関東財務局長に提出しており、2022年2月10日にその届出の効力が生じております。

| | |
|---|---|
| 発行者名 | 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長　猿田　隆 |
| 本店の所在の場所 | 東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません。 |

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1 兆 5,000 億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「トヨタＧ」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、1.65%（税抜き 1.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2022年2月10日から2022年8月9日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金
　ありません。
ロ　日本以外の地域における募集
　ありません。
ハ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用
　ありません。

ニ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、トヨタグループ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社※の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます（以下、同じ。）。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産（収益の源泉） | 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|---|---|---|
| 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（株式　一般）） | 目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。 |
| 決算頻度 | 年１回 | 目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | 日本 | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。 |

≪商品分類表≫

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉） |
|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国内<br>海外<br>内外 | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　）<br>資産複合 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　）<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券（株式　一般））<br>資産複合<br>（　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回（隔月）<br>年 12 回（毎月）<br>日々<br>その他<br>（　） | グローバル<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・ファンズ |

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

2003年11月14日　　信託契約締結、設定、運用開始。
（設定時の委託会社はトヨタアセットマネジメント株式会社）
2013年４月１日　　三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。
2019年８月９日　　「トヨタグループ株式ファンド」から「トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド」に名称を変更。

（３）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」
証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

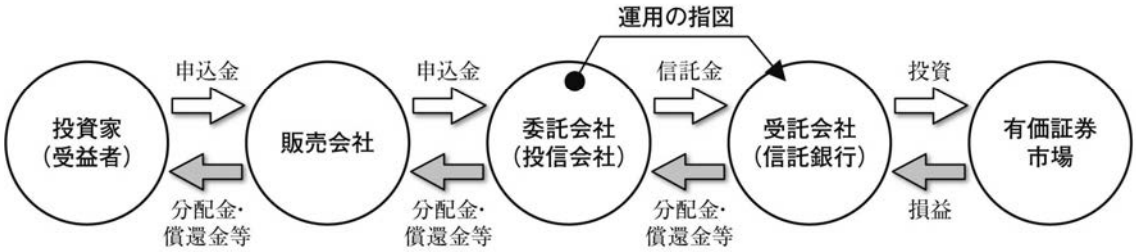


ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額
20億円（2021年11月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年７月15日　三生投資顧問株式会社設立
1987年２月20日　証券投資顧問業の登録
1987年６月10日　投資一任契約にかかる業務の認可
1999年１月１日　三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年２月５日　三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年１月27日　証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月１日　住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧

問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年４月１日　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年４月１日　大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

(2021年11月30日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目１番２号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目９番１号 | 7,946,406 | 23.5 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 | 337,248 | 1.0 |

ハ　ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

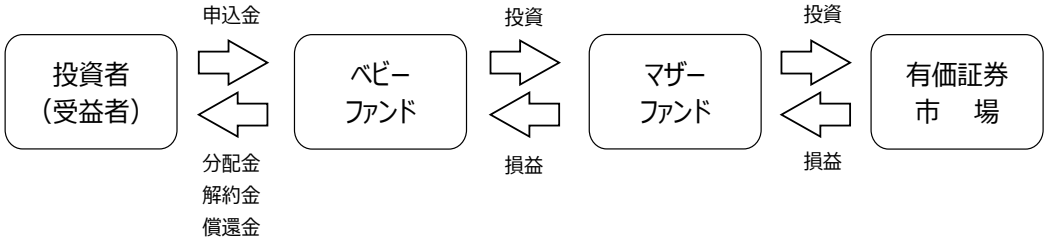

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社のうち、主として、日本の取引所第一部に上場している株式*を投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。

＊2022年4月4日以降は、「日本の取引所に上場している株式」となる予定です。

（ロ）当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行います。

（ハ）マザーファンド受益証券の組入比率は、通常の状態で高位を保つことを基本とします。

（ニ）株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

（ホ）ファンドの設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

（ヘ）資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

### 1 「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。

□グループ会社とは、トヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。(以下、同じ。)

□当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行います。

### 2 「トヨタグループ株式マザーファンド」は、下記一定基準に基づき、規則的な運用を行います。

**【組入銘柄の決定】は...**

□トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄(原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄)に投資します。

※2022年4月4日以降は、トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所に上場している株式から流動性を勘案した銘柄(原則として、TOPIX(東証株価指数)採用銘柄)に投資する予定です。

**【組入銘柄の投資比率の決定】は...**

□原則として、銘柄の投資比率は、組入銘柄の時価総額に応じて決定します。

□トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50%を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きをとらえるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50%までとします。また、残りの約50%を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

※トヨタグループ株式マザーファンドには、投資比率が非常に高い銘柄が存在します。ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式の値動きをとらえることを目標に運用を行っているため、基準価額は、当該銘柄群の株価変動の影響を大きく受けます。

**【投資比率の調整、銘柄の変更等】は...**

□組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記【組入銘柄の投資比率の決定】で規定する基本方針に基づき行うこととします。

- 追加設定・解約等により、四半期期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行います。

□投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行います。

## 3 株式の実質組入比率は、通常の状態で高位を保つことを基本とします。

当ファンドは特化型運用を行います。

●トヨタ自動車株式の純資産総額に対する比率は約50%までとします。ただし、同社以外のグループ会社の各株式の純資産総額に対する比率は35%を超えないものとします。

●当ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に集中して投資を行うため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

特化型運用とは

一般社団法人投資信託協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことをいいます。

※資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

### ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

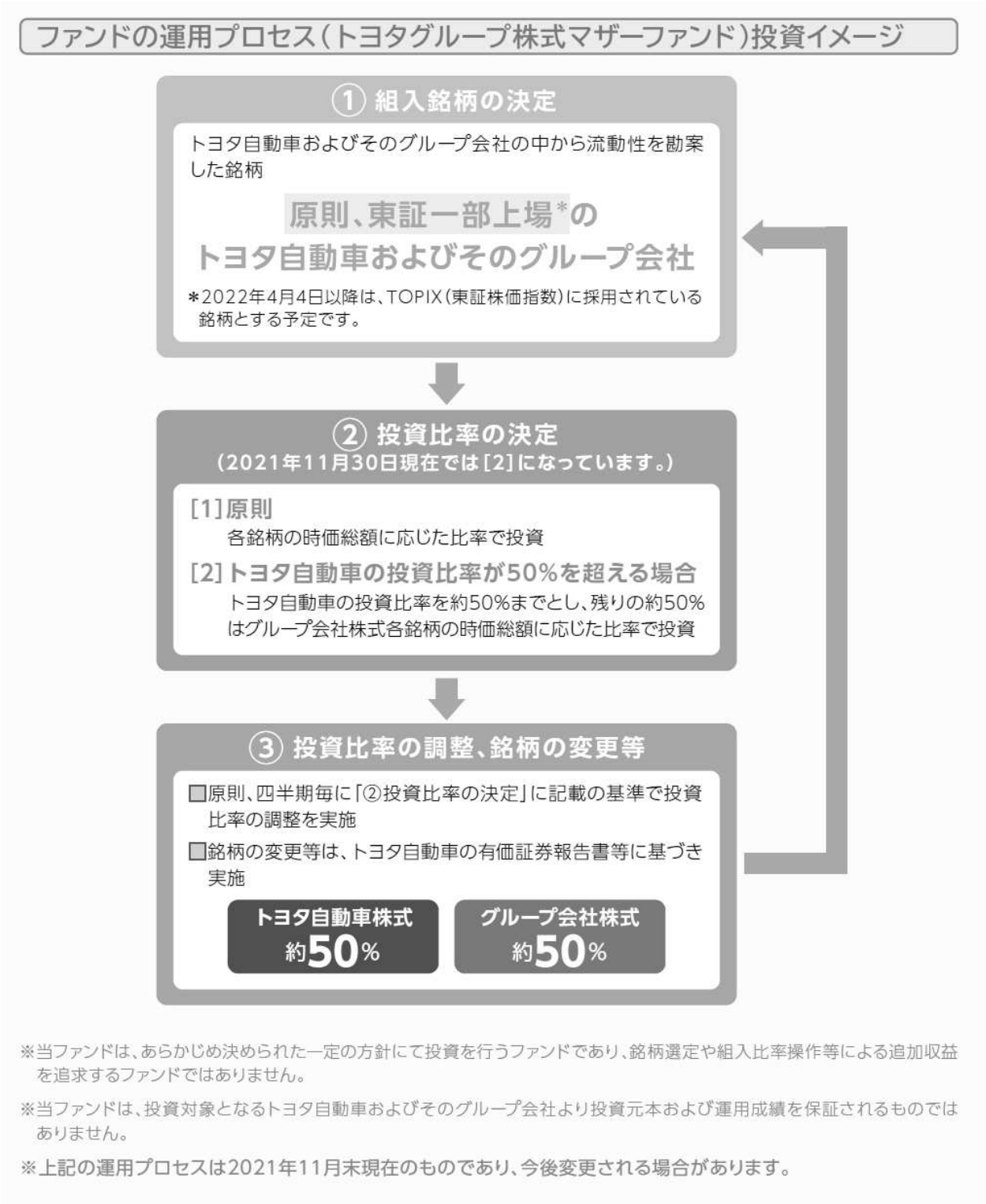


（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利

３．金銭債権
４．約束手形
（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
１．為替手形
ロ　投資対象とする有価証券
委託会社は、信託金を、マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10．コマーシャル・ペーパー
11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
14．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
15．外国法人が発行する譲渡性預金証書
16．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第14号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第 12 号ならびに第 14 号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
ハ　投資対象とする金融商品
委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

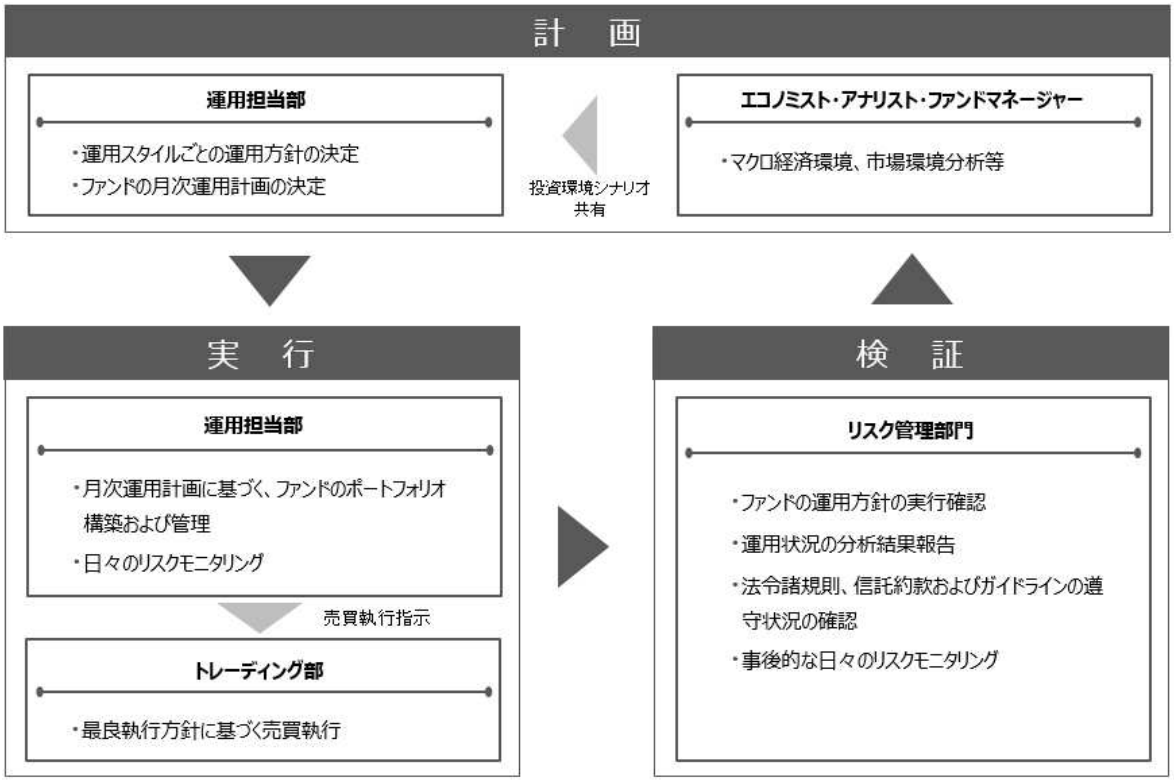


※リスク管理部門の人員数は、約50名です。
※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年1回（原則として 11 月 13 日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

イ　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ　収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向を勘案して、原則として経費控除後の配当等収益を中心に、決定します。基準価額水準や分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、前記「（1）投資方針」に基づき運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等に

より変動します。分配金額は計算期間中の基準価額の上昇分を上回る場合があります。

（5）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ　株式への実質投資割合には、制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ　外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

ハ　新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

ニ　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実資投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

ホ　同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

ヘ　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35％以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、トヨタ自動車株式会社の株式への実質投資割合は、原則として約50％までとします。

Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ　投資する株式等の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することができるものとします。

ロ　信用取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

２．株式分割により取得する株券

３．有償増資により取得する株券

４．売出しにより取得する株券

５．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ハ　先物取引等の指図

（イ）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償

還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ニ　スワップ取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（ヘ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ　金利先渡取引および為替先渡取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（ニ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ　有価証券の貸付けの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

チ　外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

リ　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヌ　デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

## Ⅲ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

**（参考情報：トヨタグループ株式マザーファンドの投資方針等）**

**（１）投資方針等**

イ　基本方針

トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資*します。トヨタ自動車およびそのグループ会社の銘柄群の動きを捉えることを目標に運用を行います。

＊2022 年４月４日以降は、「トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、日本の取引所に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）採用銘柄）に投資」する予定です。

（ロ）組入銘柄の投資比率の決定にあたっては以下の基本方針に基づいて行います。

・原則として、組入銘柄の時価総額に応じて投資比率を決定します。

・トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の 50％を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きを捉えるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約 50％までとします。また、残りの約 50％を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

なお、設定・解約、組入銘柄の株価変動等により投資比率が変動することがあります。

（ハ）ファンドの株式組入比率は、通常の状態で高位とすることを基本とします。

（ニ）組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に（ロ）で規定する基本方針に基づき行うこととします。

投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行います。

なお、当ファンドは、上記（イ）から（ニ）のあらかじめ決められた一定の方針にて投資を行うファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

（ホ）ファンドの設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

（ヘ）株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の 50％以下とします。

（ト）資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

**（２）投資対象**

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第 18 号）に掲げるものに投資します。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

**（３）投資制限**

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には、制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

（ハ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

（ニ）同一銘柄の株式への投資割合は、制限を設けません。

（ホ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

（ヘ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）投資銘柄集中リスク

ファンドは、トヨタ自動車およびそのグループ企業の株式に限定して投資するため、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。また、日本の株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。

（ニ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ホ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（ヘ）換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ト）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われる

と、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## （参考情報）投資リスクの定量的比較

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2016年12月～2021年11月

分配金再投資基準価額：
2016年12月～2021年11月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2016年12月～2021年11月

他の資産クラス：
2016年12月～2021年11月

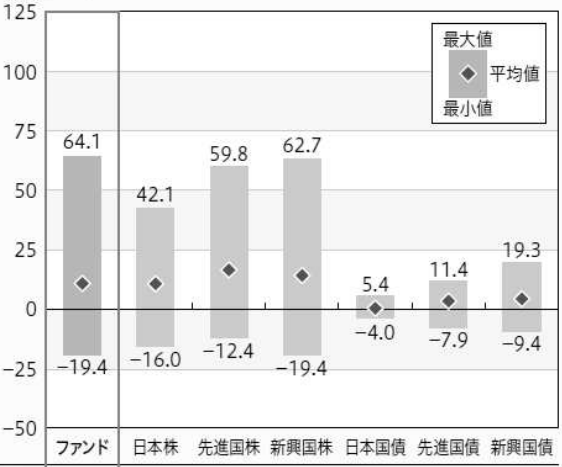


| | ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ◆平均値 | 10.6% | 10.4% | 16.2% | 13.9% | 0.2% | 3.2% | 4.1% |

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

| | |
|---|---|
| 日本株 | **TOPIX（配当込み）**<br>株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場している株式を対象としています。 |
| 先進国株 | **MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | **MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）**<br>MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | **NOMURA−BPI（国債）**<br>野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | **FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）**<br>FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | **JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）**<br>J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、1.65%（税抜き 1.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年 0.759%（税抜き 0.69%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬の実質的配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞

| 支払先 | 料率 | 役務の内容 |
|---|---|---|
| 委託会社 | 年0.3% | ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価 |
| 販売会社 | 年0.35% | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
| 受託会社 | 年0.04% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年 0.0055%（税抜き 0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなりま

す。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

| |
|---|
| ※　上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。 |

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

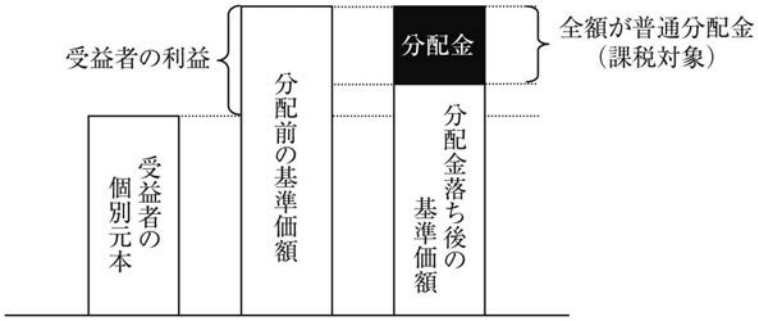


②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

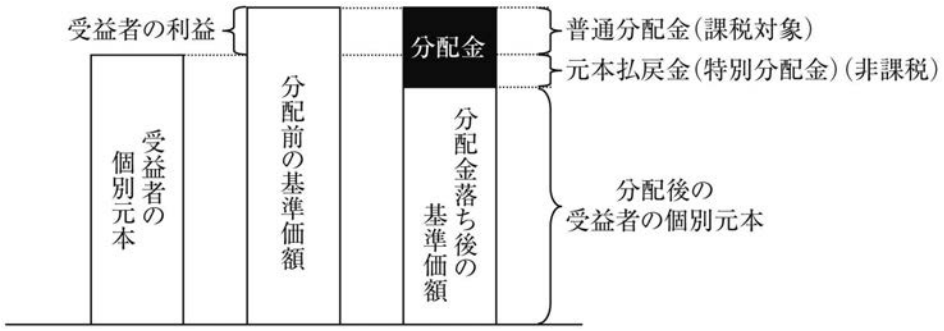


※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315％（所得税 15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

| | 少額投資非課税制度<br>NISA | 未成年者少額投資非課税制度<br>ジュニアNISA |
|---|---|---|
| 対象となる投資信託 | 公募株式投資信託（新たに購入が必要） | |
| 非課税対象 | 公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得 | |
| 利用対象となる方 | 20歳以上の日本居住者<br>（専用口座が開設される年の1月1日現在） | 0～19歳の日本居住者<br>（専用口座が開設される年の1月1日現在） |
| 非課税の期間 | 最長5年間（投資期間は2023年まで） | |
| 利用できる限度額 | 120万円／年<br>（最大600万円） | 80万円／年<br>（最大400万円） |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021 年 11 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。
※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

2021 年 11 月 30 日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 100,440,643,838 | 99.77 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | － | 230,787,401 | 0.23 |
| 合計（純資産総額） | | 100,671,431,239 | 100.00 |

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

イ　主要投資銘柄

2021 年 11 月 30 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | トヨタグループ株式マザーファンド | 22,419,786,571 | 4.7106 | 105,610,169,749 | 4.4800 | 100,440,643,838 | 99.77 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2021 年 11 月 30 日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 99.77 |
| 合　計 | 99.77 |

②【投資不動産物件】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

| 年月日 | 純資産総額（円） | | １万口当たりの純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第９期　（2012 年 11 月 13 日） | 61,148,940,008 | 62,265,791,326 | 9,855 | 10,035 |
| 第 10 期　（2013 年 11 月 13 日） | 96,614,868,821 | 98,649,486,259 | 18,994 | 19,394 |
| 第 11 期　（2014 年 11 月 13 日） | 78,222,990,237 | 79,691,424,479 | 21,308 | 21,708 |
| 第 12 期　（2015 年 11 月 13 日） | 83,555,719,456 | 84,967,012,479 | 23,682 | 24,082 |
| 第 13 期　（2016 年 11 月 14 日） | 84,930,299,068 | 86,443,444,346 | 19,645 | 19,995 |
| 第 14 期　（2017 年 11 月 13 日） | 79,423,511,340 | 81,244,189,264 | 24,429 | 24,989 |
| 第 15 期　（2018 年 11 月 13 日） | 77,148,781,372 | 78,660,930,131 | 20,918 | 21,328 |
| 第 16 期　（2019 年 11 月 13 日） | 82,218,658,935 | 84,374,670,133 | 23,262 | 23,872 |
| 第 17 期　（2020 年 11 月 13 日） | 87,743,262,222 | 89,380,286,601 | 21,440 | 21,840 |
| 第 18 期　（2021 年 11 月 15 日） | 103,845,864,562 | 106,035,752,529 | 30,349 | 30,989 |
| 2020 年 11 月末日 | 84,928,125,490 | － | 20,975 | － |
| 12 月末日 | 89,376,247,190 | － | 23,664 | － |
| 2021 年 1 月末日 | 82,663,234,271 | － | 22,422 | － |
| 2 月末日 | 84,198,108,066 | － | 24,226 | － |
| 3 月末日 | 90,597,868,696 | － | 26,864 | － |
| 4 月末日 | 85,559,661,588 | － | 25,387 | － |
| 5 月末日 | 91,881,283,341 | － | 27,783 | － |
| 6 月末日 | 94,997,759,046 | － | 28,899 | － |
| 7 月末日 | 95,986,196,503 | － | 28,563 | － |
| 8 月末日 | 96,758,952,401 | － | 28,144 | － |
| 9 月末日 | 98,606,813,982 | － | 28,729 | － |
| 10 月末日 | 102,308,237,607 | － | 29,673 | － |
| 11 月末日 | 100,671,431,239 | － | 28,851 | － |

②【分配の推移】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

| | 計算期間 | １万口当たり分配金（円） |
|---|---|---|
| 第９期 | 2011 年 11 月 15 日～2012 年 11 月 13 日 | 180 |

| | | |
|---|---|---|
| 第10期 | 2012年11月14日～2013年11月13日 | 400 |
| 第11期 | 2013年11月14日～2014年11月13日 | 400 |
| 第12期 | 2014年11月14日～2015年11月13日 | 400 |
| 第13期 | 2015年11月14日～2016年11月14日 | 350 |
| 第14期 | 2016年11月15日～2017年11月13日 | 560 |
| 第15期 | 2017年11月14日～2018年11月13日 | 410 |
| 第16期 | 2018年11月14日～2019年11月13日 | 610 |
| 第17期 | 2019年11月14日～2020年11月13日 | 400 |
| 第18期 | 2020年11月14日～2021年11月15日 | 640 |

③【収益率の推移】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

| | 収益率（%） |
|---|---|
| 第9期 | 15.1 |
| 第10期 | 96.8 |
| 第11期 | 14.3 |
| 第12期 | 13.0 |
| 第13期 | △15.6 |
| 第14期 | 27.2 |
| 第15期 | △12.7 |
| 第16期 | 14.1 |
| 第17期 | △6.1 |
| 第18期 | 44.5 |

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（4）【設定及び解約の実績】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

| | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---|---|---|
| 第9期 | 11,155,094,023 | 10,639,007,265 |
| 第10期 | 31,242,922,850 | 42,424,782,355 |
| 第11期 | 15,455,218,718 | 29,609,798,620 |
| 第12期 | 14,357,600,124 | 15,786,130,584 |
| 第13期 | 14,273,907,177 | 6,323,510,526 |
| 第14期 | 9,781,935,123 | 20,502,551,580 |
| 第15期 | 14,432,627,567 | 10,063,056,304 |

| | | |
|---|---|---|
| 第 16 期 | 11,010,846,125 | 12,548,077,293 |
| 第 17 期 | 15,987,498,372 | 10,406,334,767 |
| 第 18 期 | 14,155,387,278 | 20,863,997,266 |

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

（１）投資状況

トヨタグループ株式マザーファンド

2021 年 11 月 30 日現在

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 109,562,558,050 | 99.80 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 221,821,232 | 0.20 |
| 合計（純資産総額） | | 109,784,379,282 | 100.00 |

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

トヨタグループ株式マザーファンド

イ　主要投資銘柄

2021 年 11 月 30 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿単価（円） | 帳簿価額（円） | 評価額単価（円） | 評価額（円） | 投資比率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 27,454,200 | 2,101.23 | 57,687,504,605 | 2,001.00 | 54,935,854,200 | 50.04 |
| 日本 | 株式 | デンソー | 輸送用機器 | 2,500,200 | 8,644.99 | 21,614,214,443 | 8,331.00 | 20,829,166,200 | 18.97 |
| 日本 | 株式 | 豊田自動織機 | 輸送用機器 | 1,033,900 | 10,039.09 | 10,379,419,216 | 9,320.00 | 9,635,948,000 | 8.78 |
| 日本 | 株式 | 豊田通商 | 卸売業 | 1,123,400 | 5,317.10 | 5,973,226,477 | 4,955.00 | 5,566,447,000 | 5.07 |
| 日本 | 株式 | ＳＵＢＡＲＵ | 輸送用機器 | 2,440,700 | 2,215.19 | 5,406,609,551 | 2,142.50 | 5,229,199,750 | 4.76 |
| 日本 | 株式 | アイシン | 輸送用機器 | 935,000 | 4,187.83 | 3,915,620,026 | 4,170.00 | 3,898,950,000 | 3.55 |
| 日本 | 株式 | 小糸製作所 | 電気機器 | 510,200 | 6,958.48 | 3,550,218,700 | 6,530.00 | 3,331,606,000 | 3.03 |
| 日本 | 株式 | 日野自動車 | 輸送用機器 | 1,823,200 | 1,092.71 | 1,992,226,781 | 944.00 | 1,721,100,800 | 1.57 |
| 日本 | 株式 | トヨタ紡織 | 輸送用機器 | 595,500 | 2,319.10 | 1,381,023,135 | 2,239.00 | 1,333,324,500 | 1.21 |
| 日本 | 株式 | ジェイテクト | 機械 | 1,089,300 | 1,070.74 | 1,166,357,228 | 992.00 | 1,080,585,600 | 0.98 |
| 日本 | 株式 | 豊田合成 | 輸送用機器 | 412,700 | 2,410.73 | 994,907,157 | 2,269.00 | 936,416,300 | 0.85 |
| 日本 | 株式 | 東海理化電機製作所 | 輸送用機器 | 299,000 | 1,614.86 | 482,842,612 | 1,484.00 | 443,716,000 | 0.40 |
| 日本 | 株式 | 愛知製鋼 | 鉄鋼 | 63,100 | 2,637.04 | 166,397,428 | 2,427.00 | 153,143,700 | 0.14 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | 愛三工業 | 輸送用機器 | 200,100 | 806.57 | 161,395,548 | 761.00 | 152,276,100 | 0.14 |
| 日本 | 株式 | フタバ産業 | 輸送用機器 | 284,200 | 413.37 | 117,478,974 | 385.00 | 109,417,000 | 0.10 |
| 日本 | 株式 | 中央発條 | 金属製品 | 81,000 | 914.23 | 74,052,354 | 838.00 | 67,878,000 | 0.06 |
| 日本 | 株式 | 大豊工業 | 機械 | 92,500 | 805.28 | 74,488,847 | 728.00 | 67,340,000 | 0.06 |
| 日本 | 株式 | 共和レザー | 化学 | 77,700 | 659.22 | 51,221,582 | 605.00 | 47,008,500 | 0.04 |
| 日本 | 株式 | 澤藤電機 | 電気機器 | 13,700 | 1,954.01 | 26,769,876 | 1,692.00 | 23,180,400 | 0.02 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別投資比率

2021年11月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|---|---|---|
| 株式（国内） | 化学 | 0.04 |
| | 鉄鋼 | 0.14 |
| | 金属製品 | 0.06 |
| | 機械 | 1.05 |
| | 電気機器 | 3.06 |
| | 輸送用機器 | 90.38 |
| | 卸売業 | 5.07 |
| 合　計 | | 99.80 |

②投資不動産物件

トヨタグループ株式マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

トヨタグループ株式マザーファンド

該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準日:2021年11月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産額の推移

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

## 分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 2021年11月 | 640円 |
| 2020年11月 | 400円 |
| 2019年11月 | 610円 |
| 2018年11月 | 410円 |
| 2017年11月 | 560円 |
| 設定来累計 | 5,780円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

## 主要な資産の状況

### □トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 99.77 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 0.23 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

**主要投資銘柄(上位10銘柄)**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|---|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | トヨタグループ株式マザーファンド | 99.77 |

### □トヨタグループ株式マザーファンド

**資産別構成**

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 株式 | 日本 | 99.80 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 0.20 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

**主要投資銘柄(上位10銘柄)**

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 50.04 |
| 日本 | 株式 | デンソー | 輸送用機器 | 18.97 |
| 日本 | 株式 | 豊田自動織機 | 輸送用機器 | 8.78 |
| 日本 | 株式 | 豊田通商 | 卸売業 | 5.07 |
| 日本 | 株式 | SUBARU | 輸送用機器 | 4.76 |
| 日本 | 株式 | アイシン | 輸送用機器 | 3.55 |
| 日本 | 株式 | 小糸製作所 | 電気機器 | 3.03 |
| 日本 | 株式 | 日野自動車 | 輸送用機器 | 1.57 |
| 日本 | 株式 | トヨタ紡織 | 輸送用機器 | 1.21 |
| 日本 | 株式 | ジェイテクト | 機械 | 0.98 |

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

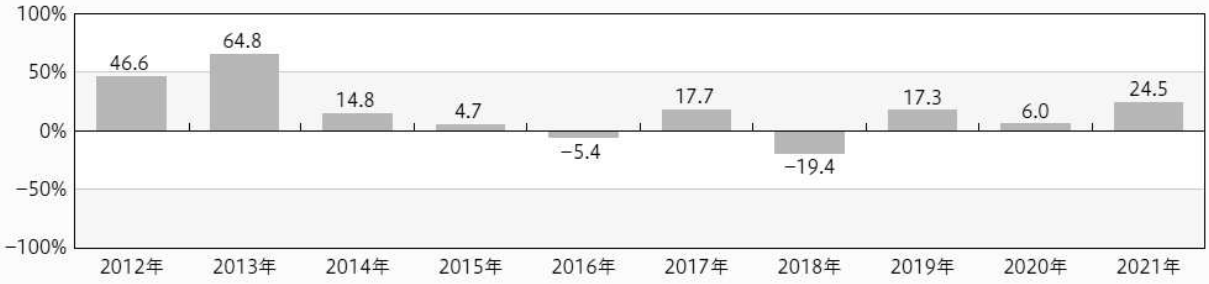


※ファンドの収益率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年11月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額

取得申込受付日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に、1.65％（税抜き 1.5％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にか

かる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額となります。
解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「トヨタＧ」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター※ | ホームページ |
|---|---|---|
| 三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2003 年 11 月 14 日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年 11 月 14 日から翌年 11 月 13 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託

契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

b．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

c．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

a．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向を勘案して、原則として経費控除後の配当等収益を中心に、決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

b．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、分配金自動再投資コースを取り扱う販売会社によっては、分配金を定期的に受け取るための契約を締結できる場合があります。詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ　反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## ４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した

受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 18 期（2020 年 11 月 14 日から 2021 年 11 月 15 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021 年 12 月 28 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菅 野　雅 子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松 井　貴 志 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンドの 2020 年 11 月 14 日から 2021 年 11 月 15 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンドの 2021 年 11 月 15 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する

可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第17期<br>(2020年11月13日現在) | 第18期<br>(2021年11月15日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | － | 444,056,815 |
| コール・ローン | 2,458,009,227 | 2,624,011,136 |
| 親投資信託受益証券 | 88,245,686,076 | 103,810,595,255 |
| 未収入金 | 1,815,027,741 | － |
| 流動資産合計 | 92,518,723,044 | 106,878,663,206 |
| 資産合計 | 92,518,723,044 | 106,878,663,206 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,637,024,379 | 2,189,887,967 |
| 未払解約金 | 2,824,567,170 | 465,759,223 |
| 未払受託者報酬 | 18,089,107 | 21,743,975 |
| 未払委託者報酬 | 293,948,067 | 353,339,909 |
| 未払利息 | 6,397 | － |
| その他未払費用 | 1,825,702 | 2,067,570 |
| 流動負債合計 | 4,775,460,822 | 3,032,798,644 |
| 負債合計 | 4,775,460,822 | 3,032,798,644 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 40,925,609,487 | 34,216,999,499 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 46,817,652,735 | 69,628,865,063 |
| （分配準備積立金） | 6,629,018,820 | 26,362,988,267 |
| 元本等合計 | 87,743,262,222 | 103,845,864,562 |
| 純資産合計 | 87,743,262,222 | 103,845,864,562 |
| 負債純資産合計 | 92,518,723,044 | 106,878,663,206 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第17期<br>自　2019年11月14日<br>至　2020年11月13日 | 第18期<br>自　2020年11月14日<br>至　2021年11月15日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | △2,073,155,234 | 35,391,251,810 |
| その他収益 | 1,376,787 | － |
| 営業収益合計 | △2,071,778,447 | 35,391,251,810 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 268,651 | 453,162 |
| 受託者報酬 | 34,504,016 | 40,996,404 |
| 委託者報酬 | 560,690,309 | 666,191,817 |
| その他費用 | 3,638,958 | 4,026,289 |
| 営業費用合計 | 599,101,934 | 711,667,672 |
| 営業利益又は営業損失（△） | △2,670,880,381 | 34,679,584,138 |
| 経常利益又は経常損失（△） | △2,670,880,381 | 34,679,584,138 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △2,670,880,381 | 34,679,584,138 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △1,563,679,469 | 8,235,700,488 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 46,874,213,053 | 46,817,652,735 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 15,823,979,381 | 23,351,320,984 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | － | － |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 15,823,979,381 | 23,351,320,984 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,136,314,408 | 24,794,104,339 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 13,136,314,408 | 24,794,104,339 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | － | － |
| 分配金 | 1,637,024,379 | 2,189,887,967 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 46,817,652,735 | 69,628,865,063 |

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 第 18 期<br>自 2020 年 11 月 14 日<br>至 2021 年 11 月 15 日 |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |
| ２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 計算期間の取扱い<br>当計算期間は当期末が休日のため、2020 年 11 月 14 日から 2021 年 11 月 15 日までとなっております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | 第 17 期<br>（2020 年 11 月 13 日現在） | 第 18 期<br>（2021 年 11 月 15 日現在） |
|---|---|---|
| １．当計算期間の末日における受益権の総数 | 40,925,609,487 口 | 34,216,999,499 口 |
| ２．１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　2.1440 円<br>（１万口当たりの純資産額 21,440 円） | １口当たり純資産額　3.0349 円<br>（１万口当たりの純資産額 30,349 円） |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項　目 | 第 17 期<br>自 2019 年 11 月 14 日<br>至 2020 年 11 月 13 日 | 第 18 期<br>自 2020 年 11 月 14 日<br>至 2021 年 11 月 15 日 |
|---|---|---|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,738,584,178 円）、費用控除 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,221,325,330 円）、費用控除 |

| | | |
|---|---|---|
| | 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（61,693,179,254円）、および分配準備積立金（6,527,459,021円）より、分配対象収益は69,959,222,453円（1万口当たり17,094.22円）であり、うち1,637,024,379円（1万口当たり400円）を分配金額としております。 | 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（22,636,153,650円）、収益調整金（53,502,448,146円）、および分配準備積立金（3,695,397,254円）より、分配対象収益は82,055,324,380円（1万口当たり23,980.86円）であり、うち2,189,887,967円（1万口当たり640円）を分配金額としております。 |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 第18期<br>自 2020年11月14日<br>至 2021年11月15日 |
|---|---|
| 1．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>有価証券およびデリバティブ取引等<br>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| 3．金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管 |

| | |
|---|---|
| | 理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。<br>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |
| ４．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | 第 18 期<br>（2021 年 11 月 15 日現在） |
|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（親投資信託受益証券）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 17 期（自 2019 年 11 月 14 日　至 2020 年 11 月 13 日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | △1,597,107,993 円 |
| 合計 | △1,597,107,993 円 |

第 18 期（自 2020 年 11 月 14 日　至 2021 年 11 月 15 日）

| 種　類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 30,023,683,342 円 |
| 合計 | 30,023,683,342 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第18期<br>自 2020年11月14日<br>至 2021年11月15日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項　目 | 第17期<br>（2020年11月13日現在） | 第18期<br>（2021年11月15日現在） |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 35,344,445,882円 | 40,925,609,487円 |
| 期中追加設定元本額 | 15,987,498,372円 | 14,155,387,278円 |
| 期中一部解約元本額 | 10,406,334,767円 | 20,863,997,266円 |

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種　類 | 銘　柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | トヨタグループ株式マザーファンド | 22,033,449,062 | 103,810,595,255 | |
| | 親投資信託受益証券　小計 | | 103,810,595,255 | |
| 合　計 | | | 103,810,595,255 | |

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンドは、「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

トヨタグループ株式マザーファンド

**（１）貸借対照表**

（単位：円）

| | (2020 年 11 月 13 日現在) | (2021 年 11 月 15 日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | － | 18,058,134 |
| コール・ローン | 1,009,360,871 | 106,708,745 |
| 株式 | 93,731,339,350 | 112,037,152,350 |
| 未収入金 | 1,912,181,448 | 207,467,848 |
| 未収配当金 | 1,250,016,000 | 1,225,260,000 |
| 流動資産合計 | 97,902,897,669 | 113,594,647,077 |
| 資産合計 | 97,902,897,669 | 113,594,647,077 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 2,035,808,638 | － |
| 未払利息 | 2,627 | － |
| その他未払費用 | 2,070 | 10,100 |
| 流動負債合計 | 2,035,813,335 | 10,100 |
| 負債合計 | 2,035,813,335 | 10,100 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 29,709,441,546 | 24,110,302,727 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（△） | 66,157,642,788 | 89,484,334,250 |
| 元本等合計 | 95,867,084,334 | 113,594,636,977 |
| 純資産合計 | 95,867,084,334 | 113,594,636,977 |
| 負債純資産合計 | 97,902,897,669 | 113,594,647,077 |

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

| 項　目 | 自 2020年11月14日<br>至 2021年11月15日 |
|---|---|
| １．有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。<br>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券<br>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。<br>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券<br>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。<br>(3) 時価が入手できなかった有価証券<br>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 |
| ２．収益及び費用の計上基準 | 受取配当金の計上基準<br>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。 |

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項　目 | (2020年11月13日現在) | (2021年11月15日現在) |
|---|---|---|
| １．当計算期間の末日における受益権の総数 | 29,709,441,546口 | 24,110,302,727口 |
| ２．１単位当たり純資産の額 | １口当たり純資産額　3.2268円<br>（１万口当たりの純資産額32,268円） | １口当たり純資産額　4.7115円<br>（１万口当たりの純資産額47,115円） |

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

| 項　目 | 自 2020年11月14日<br>至 2021年11月15日 |
|---|---|
| １．金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としており |

| | |
|---|---|
| | ます。 |
| 2．　金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | (1) 金融商品の内容<br>1) 有価証券<br>　当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。<br>2) デリバティブ取引<br>　当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。<br>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>(2) 金融商品に係るリスク<br>　有価証券およびデリバティブ取引等<br>　当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。 |
| 3．　金融商品に係るリスク管理体制 | 　リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。<br>　また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。<br>　なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |
| 4．　金融商品の時価等に関する事項について | 　金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認め |

| | |
|---|---|
| の補足説明 | る評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

| 項　目 | (2021 年 11 月 15 日現在) |
|---|---|
| １．　貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| ２．　時価の算定方法 | (1) 有価証券（株式）<br>「重要な会計方針の注記」に記載しております。<br>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引）<br>デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。<br>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等<br>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 自 2020年11月14日<br>至 2021年11月15日 |
|---|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| （2020年11月13日現在） | |
|---|---|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 26,724,280,200円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 7,699,500,366円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 4,714,339,020円 |
| | |
| 2020年11月13日現在の元本の内訳 | |
| トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド | 27,347,739,580円 |
| ＤＣトヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド | 1,650,948,545円 |
| トヨタグループ・バランスファンド | 596,249,271円 |
| ＳＭＡＭ・年金トヨタグループ株式ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞ | 114,504,150円 |
| 合　計 | 29,709,441,546円 |

| （2021年11月15日現在） | |
|---|---|
| 開示対象ファンドの | |
| 期首における当該親投資信託の元本額 | 29,709,441,546円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 4,255,182,641円 |
| 同期中における一部解約元本額 | 9,854,321,460円 |
| | |
| 2021年11月15日現在の元本の内訳 | |
| トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド | 22,033,449,062円 |
| ＤＣトヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド | 1,650,766,450円 |
| トヨタグループ・バランスファンド | 330,781,940円 |
| ＳＭＡＭ・年金トヨタグループ株式ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞ | 95,305,275円 |
| 合　計 | 24,110,302,727円 |

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

（単位：円）

| 銘　柄 | 株　数 | 評価額 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 単価 | 金額 | |
| 共和レザー | 75,500 | 660.000 | 49,830,000 | |
| 愛知製鋼 | 61,300 | 2,640.000 | 161,832,000 | |
| 中央発條 | 78,700 | 915.000 | 72,010,500 | |
| 大豊工業 | 89,900 | 806.000 | 72,459,400 | |
| ジェイテクト | 1,057,000 | 1,071.000 | 1,132,047,000 | |
| 澤藤電機 | 13,300 | 1,956.000 | 26,014,800 | |
| 小糸製作所 | 495,100 | 6,960.000 | 3,445,896,000 | |
| トヨタ紡織 | 577,800 | 2,319.000 | 1,339,918,200 | |
| 豊田自動織機 | 1,003,300 | 10,050.000 | 10,083,165,000 | |
| デンソー | 2,426,100 | 8,645.000 | 20,973,634,500 | |
| 東海理化電機製作所 | 290,200 | 1,616.000 | 468,963,200 | |
| トヨタ自動車 | 26,737,000 | 2,102.000 | 56,201,174,000 | |
| 日野自動車 | 1,769,100 | 1,095.000 | 1,937,164,500 | |
| フタバ産業 | 275,800 | 414.000 | 114,181,200 | |
| アイシン | 907,300 | 4,185.000 | 3,797,050,500 | |
| ＳＵＢＡＲＵ | 2,368,300 | 2,212.500 | 5,239,863,750 | |
| 豊田合成 | 400,400 | 2,411.000 | 965,364,400 | |
| 愛三工業 | 194,200 | 807.000 | 156,719,400 | |
| 豊田通商 | 1,090,200 | 5,320.000 | 5,799,864,000 | |
| 合　計 | 39,910,500 | | 112,037,152,350 | |

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド

2021年11月30日現在

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 101,060,054,469円 |
| Ⅱ　負債総額 | 388,623,230円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 100,671,431,239円 |

| | |
|---|---|
| Ⅳ　発行済口数 | 34,894,052,191 口 |
| Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 2.8851 円 |
| （１万口当たり純資産額） | (28,851 円) |

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

| | 2021年11月30日現在 |
|---|---|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

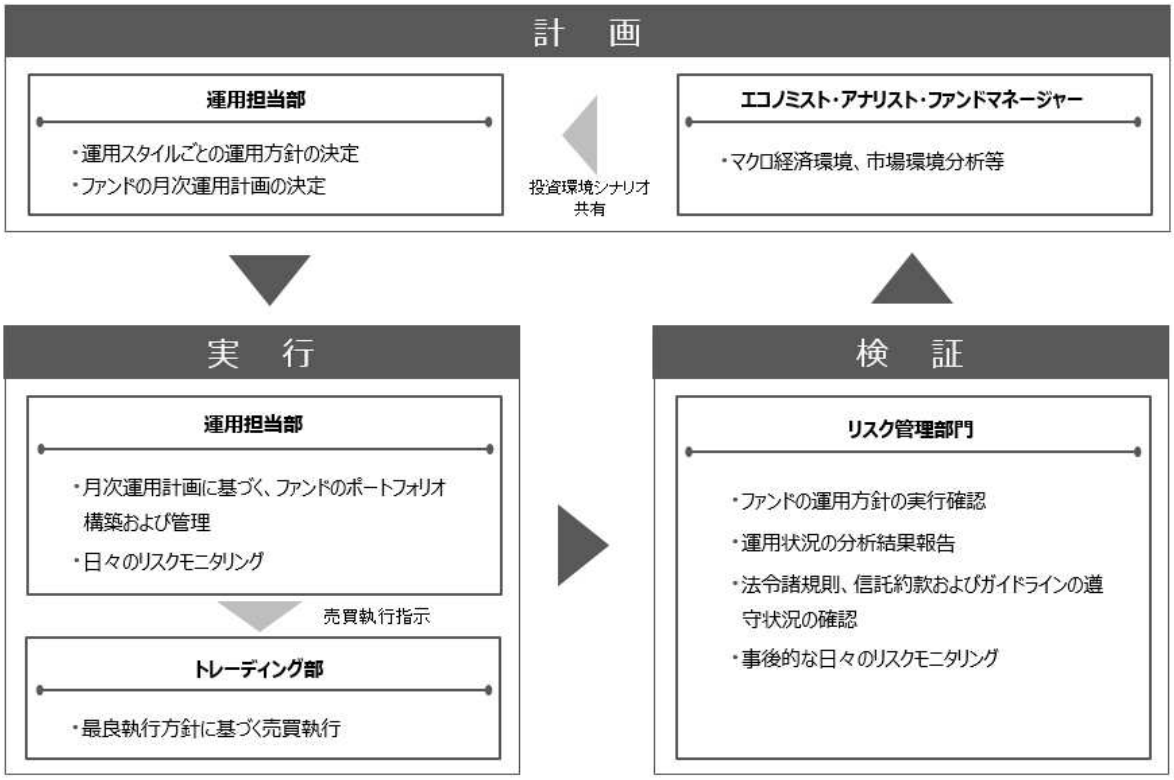


2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2021 年 11 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

| | 本　数(本) | 純資産総額(百万円) |
|---|---|---|
| 追加型株式投資信託 | 735 | 9,493,408 |
| 単位型株式投資信託 | 102 | 551,354 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 28,433 |
| 単位型公社債投資信託 | 190 | 428,557 |
| 合　計 | 1,028 | 10,501,754 |

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2021 年４月１日から 2021 年９月 30 日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第 36 期（2020 年４月１日から 2021 年３月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 37 期中間会計期間（2021 年４月１日から 2021 年９月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 羽 太 典 明　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菅 野 雅 子　印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐 藤 栄 裕　印 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2021年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 羽　太　典　明 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 菅　野　雅　子 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐　藤　栄　裕 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年４月１日から2021年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

---

(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | 当事業年度<br>(2021年3月31日) |
|---|---|---|---|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び預金 | | 33,264,545 | 33,048,142 |
| 顧客分別金信託 | | 300,021 | 300,036 |
| 前払費用 | | 515,226 | 449,748 |
| 未収入金 | | 602,605 | 132,419 |
| 未収委託者報酬 | | 8,404,880 | 9,936,096 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,199,785 | 2,247,156 |
| 未収投資助言報酬 | | 299,826 | 398,108 |
| 未収収益 | | 37,702 | 39,975 |
| その他の流動資産 | | 40,119 | 6,981 |
| 流動資産合計 | | 45,664,712 | 46,558,665 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | ※1 | | |
| 建物 | | 101,609 | 1,509,450 |
| 器具備品 | | 783,224 | 870,855 |
| 土地 | | 710 | 710 |
| リース資産 | | 968 | 13,483 |
| 建設仮勘定 | | 66,498 | － |
| 有形固定資産合計 | | 953,010 | 2,394,500 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | 909,133 | 1,347,889 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 508,733 | 1,029,033 |
| のれん | | 34,397,824 | 3,654,491 |
| 顧客関連資産 | | 17,785,166 | 15,671,890 |
| 電話加入権 | | 12,739 | 12,727 |
| 商標権 | | 54 | 48 |
| 無形固定資産合計 | | 53,613,651 | 21,716,080 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 19,436,480 | 22,866,282 |
| 関係会社株式 | | 11,246,398 | 11,246,398 |
| 長期差入保証金 | | 2,523,637 | 1,409,091 |
| 長期前払費用 | | 113,852 | 116,117 |
| 会員権 | | 90,479 | 90,479 |
| 貸倒引当金 | | △20,750 | △20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 33,390,098 | 35,707,619 |
| 固定資産合計 | | 87,956,760 | 59,818,200 |
| 資産合計 | | 133,621,473 | 106,376,866 |

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>(2020年３月31日) | 当事業年度<br>(2021年３月31日) |
|---|---|---|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 1,064 | 5,153 |
| 顧客からの預り金 | 14,285 | 20,077 |
| その他の預り金 | 146,200 | 169,380 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,629 | 1,646 |
| 未払償還金 | 131,338 | 43,523 |
| 未払手数料 | 3,776,873 | 4,480,697 |
| その他未払金 | 502,211 | 270,290 |
| 未払費用 | 3,935,582 | 5,940,121 |
| 未払消費税等 | 305,513 | 235,647 |
| 未払法人税等 | 489,151 | 762,648 |
| 賞与引当金 | 1,716,321 | 1,516,622 |
| その他の流動負債 | 30,951 | 9,710 |
| 流動負債合計 | 11,051,125 | 13,455,519 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | － | 9,678 |
| 繰延税金負債 | 2,963,538 | 2,566,958 |
| 退職給付引当金 | 5,299,814 | 5,258,448 |
| 賞与引当金 | 14,767 | － |
| その他の固定負債 | 172,918 | 40,950 |
| 固定負債合計 | 8,451,038 | 7,876,035 |
| 負債合計 | 19,502,164 | 21,331,554 |
| | | |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 81,927,000 | 81,927,000 |
| 資本剰余金合計 | 90,555,984 | 90,555,984 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 60,000 | 60,000 |
| 別途積立金 | 1,476,959 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | 19,364,265 | △10,281,242 |
| 利益剰余金合計 | 21,185,470 | △8,460,037 |
| 株主資本計 | 113,741,454 | 84,095,946 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 377,855 | 949,365 |
| 評価・換算差額等合計 | 377,855 | 949,365 |
| 純資産合計 | 114,119,309 | 85,045,311 |
| 負債・純資産合計 | 133,621,473 | 106,376,866 |

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（自　2019年4月1日<br>至　2020年3月31日） | 当事業年度<br>（自　2020年4月1日<br>至　2021年3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 54,615,133 | 50,610,457 |
| 運用受託報酬 | 9,389,058 | 9,450,169 |
| 投資助言報酬 | 1,303,595 | 1,270,584 |
| その他営業収益 | | |
| サービス支援手数料 | 181,061 | 200,807 |
| その他 | 32,421 | 32,820 |
| 営業収益計 | 65,521,269 | 61,564,839 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 24,888,040 | 22,784,919 |
| 広告宣伝費 | 447,024 | 365,317 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 3,214,679 | 3,061,987 |
| 委託調査費 | 7,702,309 | 7,810,157 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 70,007 | 95,163 |
| 印刷費 | 612,249 | 554,920 |
| 協会費 | 45,117 | 40,044 |
| 諸会費 | 32,199 | 29,473 |
| 情報機器関連費 | 4,349,174 | 4,562,612 |
| 販売促進費 | 68,688 | 23,614 |
| その他 | 154,201 | 163,332 |
| 営業費用合計 | 41,583,691 | 39,491,542 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 264,325 | 277,027 |
| 給料・手当 | 9,789,691 | 9,280,730 |
| 賞与 | 914,702 | 950,630 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,726,013 | 1,501,855 |
| 交際費 | 30,898 | 11,815 |
| 寄付金 | 2,022 | 949 |
| 事務委託費 | 956,931 | 844,255 |
| 旅費交通費 | 249,359 | 21,023 |
| 租税公課 | 389,032 | 389,819 |
| 不動産賃借料 | 1,121,553 | 1,639,529 |
| 退職給付費用 | 797,158 | 790,144 |
| 固定資産減価償却費 | 3,044,658 | 3,040,894 |
| のれん償却費 | 2,645,986 | 2,645,986 |
| 諸経費 | 482,324 | 608,206 |
| 一般管理費合計 | 22,414,658 | 22,002,869 |
| 営業利益 | 1,522,919 | 70,426 |

（単位：千円）

| | | 前事業年度<br>（自　2019年４月１日<br>至　2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自　2020年４月１日<br>至　2021年３月31日） |
|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | | 778,113 | 13,164 |
| 受取利息 | | 947 | 2,736 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 1,041 | 88,335 |
| 原稿・講演料 | | 2,061 | 2,603 |
| 投資有価証券償還益 | | 6,398 | 57,388 |
| 投資有価証券売却益 | | 24,206 | 162,941 |
| 雑収入 | | 53,484 | 72,933 |
| 営業外収益合計 | | 866,254 | 400,104 |
| 営業外費用 | | | |
| 為替差損 | | 72,457 | 766 |
| 投資有価証券償還損 | | 129,006 | 11,762 |
| 投資有価証券売却損 | | 12,906 | 34,473 |
| 雑損失 | | 8,334 | 1,240 |
| 営業外費用合計 | | 222,704 | 48,243 |
| 経常利益 | | 2,166,469 | 422,288 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | ※１ | 110,668 | 54,493 |
| 減損損失 | ※２ | 46,417 | 28,097,346 |
| 合併関連費用 | | 42,800 | － |
| 早期退職費用 | ※３ | － | 216,200 |
| 本社移転費用 | ※４ | 133,168 | 127,044 |
| その他特別損失 | | － | 5,460 |
| 特別損失合計 | | 333,054 | 28,500,544 |
| 税引前当期純利益又は<br>税引前当期純損失（△） | | 1,833,414 | △28,078,256 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,874,278 | 1,549,173 |
| 法人税等調整額 | | △ 619,676 | △693,192 |
| 法人税等合計 | | 1,254,602 | 855,980 |
| 当期純利益又は<br>当期純損失（△） | | 578,811 | △28,934,237 |

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | － | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 21,255,054 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,469,600 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 578,811 |
| 合併による増加 | | | 81,927,000 | 81,927,000 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | 81,927,000 | 81,927,000 | － | － | － | △1,890,788 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 19,364,265 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 23,076,258 | 33,705,242 | 594,061 | 594,061 | 34,299,304 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △2,469,600 | △2,469,600 | | | △2,469,600 |
| 当期純利益 | 578,811 | 578,811 | | | 578,811 |
| 合併による増加 | | 81,927,000 | | | 81,927,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | △216,206 | △216,206 | △216,206 |
| 当期変動額合計 | △1,890,788 | 80,036,211 | △216,206 | △216,206 | 79,820,005 |
| 当期末残高 | 21,185,470 | 113,741,454 | 377,855 | 377,855 | 114,119,309 |

当事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 19,364,265 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | － | | | | △711,271 |
| 当期純損失（△） | | | | － | | | | △28,934,237 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | － | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | － | － | △29,645,508 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | △10,281,242 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 21,185,470 | 113,741,454 | 377,855 | 377,855 | 114,119,309 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △711,271 | △711,271 | | － | △711,271 |
| 当期純損失（△） | △28,934,237 | △28,934,237 | | － | △28,934,237 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | － | － | 571,510 | 571,510 | 571,510 |
| 当期変動額合計 | △29,645,508 | △29,645,508 | 571,510 | 571,510 | △29,073,997 |
| 当期末残高 | △8,460,037 | 84,095,946 | 949,365 | 949,365 | 85,045,311 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～50年 |
| 器具備品 | ４～15年 |

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| のれん | 14年 |
| 顧客関連資産 | ６～19年 |
| ソフトウェア（自社利用分） | ５年（社内における利用可能期間） |

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 31 号　2019 年７月４日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年７月４日）第 44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 466,875千円 | 102,329千円 |
| 器具備品 | 1,225,261千円 | 1,153,649千円 |
| リース資産 | 1,452千円 | 2,830千円 |

２　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | －千円 | －千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

３　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc. | 132,559千円 | 93,374千円 |

（損益計算書関係）

※１　固定資産除却損

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 879千円 | 18,278千円 |
| 器具備品 | 119千円 | 28,604千円 |
| リース資産 | 5,377千円 | －千円 |
| ソフトウェア | 1,596千円 | 7,610千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | 102,695千円 | －千円 |

※２　減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| 千代田区 | 事業用資産 | 建物 | 46,417 |

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---|---|---|---|
| － | その他 | のれん | 28,097,346 |

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

※3　早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4　本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020 年7月 13 日から 2020 年9月 30 日まで）の賃料及び共益費相当額として 133,168 千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日　至 2020年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 17,640,000株 | 16,230,060株 | ― | 33,870,060株 |

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2019年6月24日<br>臨時株主総会 | 普通株式 | 2,469,600 | 140.00 | 2019年<br>3月28日 | 2019年<br>6月25日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2020年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 711,271 | 21.00 | 2020年<br>3月31日 | 2020年<br>6月30日 |

当事業年度(自 2020年4月1日　至 2021年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | ― | ― | 33,870,060株 |

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 一株当たり<br>配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2020年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 711,271 | 21.00 | 2020年<br>3月31日 | 2020年<br>6月30日 |

（リース取引関係）
オペレーティング・リース取引
（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| １年以内 | 1,618,641 | 1,194,699 |
| １年超 | 5,844,934 | 3,497,258 |
| 合計 | 7,463,576 | 4,691,958 |

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。
投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。
営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。
投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。
長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。
②市場リスクの管理
投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。
なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（(注２）参照)。

前事業年度（2020 年３月 31 日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 33,264,545 | 33,264,545 | － |
| (2)顧客分別金信託 | 300,021 | 300,021 | － |
| (3)未収委託者報酬 | 8,404,880 | 8,404,880 | － |
| (4)未収運用受託報酬 | 2,199,785 | 2,199,785 | － |
| (5)未収投資助言報酬 | 299,826 | 299,826 | － |
| (6)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 19,391,111 | 19,391,111 | － |
| (7)長期差入保証金 | 2,523,637 | 2,523,637 | － |
| 資産計 | 66,383,807 | 66,383,807 | － |
| (1)顧客からの預り金 | 14,285 | 14,285 | － |
| (2)未払手数料 | 3,776,873 | 3,776,873 | － |
| 負債計 | 3,791,158 | 3,791,158 | － |

当事業年度（2021 年３月 31 日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 33,048,142 | 33,048,142 | － |
| (2)顧客分別金信託 | 300,036 | 300,036 | － |
| (3)未収委託者報酬 | 9,936,096 | 9,936,096 | － |
| (4)未収運用受託報酬 | 2,247,156 | 2,247,156 | － |
| (5)未収投資助言報酬 | 398,108 | 398,108 | － |
| (6)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 22,826,472 | 22,826,472 | － |
| (7)長期差入保証金 | 1,409,091 | 1,409,091 | － |
| 資産計 | 70,165,105 | 70,165,105 | － |
| (1)顧客からの預り金 | 20,077 | 20,077 | － |
| (2)未払手数料 | 4,480,697 | 4,480,697 | － |
| 負債計 | 4,500,774 | 4,500,774 | － |

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

| 区分 | 前事業年度<br>(2020年３月31日) | 当事業年度<br>(2021年３月31日) |
|---|---|---|
| その他有価証券<br>非上場株式 | 45,369 | 39,809 |
| 合計 | 45,369 | 39,809 |
| 子会社株式<br>非上場株式 | 11,246,398 | 11,246,398 |
| 合計 | 11,246,398 | 11,246,398 |

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。
子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 33,264,545 | － | － | － |
| 顧客分別金信託 | 300,021 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 8,404,880 | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 2,199,785 | － | － | － |
| 未収投資助言報酬 | 299,826 | － | － | － |
| 長期差入保証金 | 1,125,292 | 1,398,345 | － | － |
| 合計 | 45,594,350 | 1,398,345 | － | － |

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 33,048,142 | － | － | － |
| 顧客分別金信託 | 300,036 | － | － | － |
| 未収委託者報酬 | 9,936,096 | － | － | － |
| 未収運用受託報酬 | 2,247,156 | － | － | － |
| 未収投資助言報酬 | 398,108 | － | － | － |
| 長期差入保証金 | 42,007 | 1,367,084 | － | － |
| 合計 | 45,971,548 | 1,367,084 | － | － |

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 12,411,812 | 13,327,652 | 915,839 |
| 小計 | 12,411,812 | 13,327,652 | 915,839 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 6,413,317 | 6,063,458 | △349,858 |
| 小計 | 6,413,317 | 6,063,458 | △349,858 |
| 合計 | 18,825,130 | 19,391,111 | 565,980 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　45,369千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 14,397,606 | 16,097,433 | 1,699,827 |
| 小計 | 14,397,606 | 16,097,433 | 1,699,827 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 6,994,762 | 6,729,039 | △265,723 |
| 小計 | 6,994,762 | 6,729,039 | △265,723 |
| 合計 | 21,392,369 | 22,826,472 | 1,434,103 |

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,814,360 | 24,206 | 12,906 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 3,631,425 | 6,398 | 129,006 |

当事業年度(自 2020年４月１日　至 2021年３月31日)

（単位：千円）

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,978,622 | 162,941 | 34,473 |

（単位：千円）

| 償還額 | 償還益の合計額 | 償還損の合計額 |
|---|---|---|
| 1,630,219 | 57,388 | 11,762 |

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,418,601 | 5,299,814 |
| 勤務費用 | 523,396 | 476,308 |
| 利息費用 | ― | ― |
| 数理計算上の差異の発生額 | △195 | 67,476 |
| 退職給付の支払額 | △349,050 | △585,151 |
| 過去勤務費用の発生額 | ― | ― |
| 合併による発生額 | 1,707,062 | ― |
| 退職給付債務の期末残高 | 5,299,814 | 5,258,448 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(2020年3月31日) | 当事業年度<br>(2021年3月31日) |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 5,299,814 | 5,258,448 |
| 未認識数理計算上の差異 | ― | ― |
| 未認識過去勤務費用 | ― | ― |
| 退職給付引当金 | 5,299,814 | 5,258,448 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 492,511 | 476,308 |
| 利息費用 | ― | ― |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | △195 | 67,476 |
| その他 | 304,842 | 246,359 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 797,158 | 790,144 |

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度<br>(自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日) | 当事業年度<br>(自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日) |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.000% | 0.020% |

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 1,622,803 | 1,610,136 |
| 賞与引当金 | 530,059 | 464,389 |
| 調査費 | 178,573 | 247,208 |
| 未払金 | 162,557 | 206,090 |
| 未払事業税 | 46,423 | 66,891 |
| ソフトウェア償却 | 91,937 | 90,431 |
| 子会社株式評価損 | 114,876 | 114,876 |
| その他有価証券評価差額金 | 150,771 | 131,391 |
| その他 | 88,250 | 35,930 |
| 繰延税金資産小計 | 2,986,254 | 2,967,346 |
| 評価性引当額（注） | △193,485 | △218,966 |
| 繰延税金資産合計 | 2,792,768 | 2,748,380 |
| 繰延税金負債 | | |
| 無形固定資産 | 5,445,817 | 4,798,732 |
| その他有価証券評価差額金 | 310,488 | 516,605 |
| 繰延税金負債合計 | 5,756,306 | 5,315,338 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △2,963,538 | △2,566,958 |

（注）評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度<br>（2020年３月31日） | 当事業年度<br>（2021年３月31日） |
|---|---|---|
| 法定実効税率 | 30.6% | 税引前当期純損失のため記載を省略しております。 |
| （調整） | | |
| 評価性引当額の増減 | 3.5 | |
| 受取配当等永久に益金に算入されない項目 | △13.9 | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 7.3 | |
| 住民税均等割等 | 0.5 | |
| 所得税額控除による税額控除 | △0.5 | |
| のれん償却費 | 44.1 | |
| その他 | △3.3 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 68.4 | |

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 54,615,133 | 9,389,058 | 1,303,595 | 213,482 | 65,521,269 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 50,610,457 | 9,450,169 | 1,270,584 | 233,628 | 61,564,839 |

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日　至 2020年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % － | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 3,703,669 | 未払手数料 | 644,246 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % － | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 6,265,593 | 未払手数料 | 890,935 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 親会社の子会社 | ㈱三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % － | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 3,728,851 | 未払手数料 | 863,159 |
| 親会社の子会社 | SMBC日興証券㈱ | 東京都千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % － | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 5,578,226 | 未払手数料 | 1,070,559 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり純資産額 | 3,369.33円 | 2,510.93円 |
| １株当たり当期純利益又は<br>１株当たり当期純損失（△） | 17.09円 | △854.27円 |

（注）1. 前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | 前事業年度<br>（自 2019年４月１日<br>至 2020年３月31日） | 当事業年度<br>（自 2020年４月１日<br>至 2021年３月31日） |
|---|---|---|
| １株当たり当期純利益又は当期純損失 | | |
| 当期純利益又は当期純損失（△）（千円） | 578,811 | △28,934,237 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | － | － |
| 普通株式に係る当期純利益又は<br>当期純損失（△）（千円） | 578,811 | △28,934,237 |
| 期中平均株式数（株） | 33,870,060 | 33,870,060 |

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

| | | 第37期中間会計期間<br>(2021年9月30日) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 38,529,337 |
| 顧客分別金信託 | | 300,038 |
| 前払費用 | | 518,490 |
| 未収委託者報酬 | | 10,909,133 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,723,571 |
| 未収投資助言報酬 | | 399,072 |
| 未収収益 | | 39,947 |
| その他 | | 224,189 |
| 流動資産合計 | | 53,643,782 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | ※1 | 2,218,463 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | | 3,502,221 |
| 顧客関連資産 | | 14,615,253 |
| その他 | | 2,778,211 |
| 無形固定資産合計 | | 20,895,685 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 22,000,657 |
| 関係会社株式 | | 11,246,398 |
| その他 | | 1,595,579 |
| 貸倒引当金 | | △ 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 34,821,886 |
| 固定資産合計 | | 57,936,035 |
| 資産合計 | | 111,579,818 |
| | | |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | | 3,567 |
| 顧客からの預り金 | | 12,736 |
| その他の預り金 | | 100,610 |
| 未払金 | | 5,104,509 |
| 未払費用 | | 7,204,066 |
| 未払法人税等 | | 1,493,440 |
| 前受収益 | | 32,829 |
| 賞与引当金 | | 1,725,017 |
| その他 | ※2 | 695,069 |
| 流動負債合計 | | 16,371,848 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | | 6,309 |
| 繰延税金負債 | | 2,389,323 |
| 退職給付引当金 | | 5,414,560 |

| | |
|---|---|
| その他 | 40,950 |
| 固定負債合計 | 7,851,143 |
| 負債合計 | 24,222,992 |
| | |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | 73,466,962 |
| 資本剰余金合計 | 82,095,946 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 1,761,706 |
| 利益剰余金合計 | 2,045,951 |
| 株主資本合計 | 86,141,897 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,214,928 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,214,928 |
| 純資産合計 | 87,356,826 |
| 負債純資産合計 | 111,579,818 |

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

| | | 第37期中間会計期間<br>（自　2021年4月1日<br>至　2021年9月30日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 32,740,035 |
| 運用受託報酬 | | 4,392,826 |
| 投資助言報酬 | | 633,982 |
| その他の営業収益 | | 117,708 |
| 営業収益計 | | 37,884,552 |
| 営業費用 | | 25,219,811 |
| 一般管理費 | ※1 | 9,605,282 |
| 営業利益 | | 3,059,458 |
| 営業外収益 | ※2 | 198,028 |
| 営業外費用 | ※3 | 26,126 |
| 経常利益 | | 3,231,360 |
| 特別損失 | ※4 | 146,753 |
| 税引前中間純利益 | | 3,084,607 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,373,478 |
| 法人税等調整額 | | △ 334,822 |
| 法人税等合計 | | 1,038,655 |
| 中間純利益 | | 2,045,951 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第37期中間会計期間（自　2021年4月1日　至　2021年9月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | △10,281,242 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 欠損填補 | | | △8,460,037 | △8,460,037 | | | | 8,460,037 |
| 中間純利益 | | | | | | | | 2,045,951 |
| 任意積立金の取崩 | | | | | | △60,000 | △1,476,959 | 1,536,959 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | △8,460,037 | △8,460,037 | — | △60,000 | △1,476,959 | 12,042,949 |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 73,466,962 | 82,095,946 | 284,245 | — | — | 1,761,706 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | | | | |
| | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | △8,460,037 | 84,095,946 | 949,365 | 949,365 | 85,045,311 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 欠損填補 | 8,460,037 | — | | | — |
| 中間純利益 | 2,045,951 | 2,045,951 | | | 2,045,951 |
| 任意積立金の取崩 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | 265,562 | 265,562 | 265,562 |
| 当中間期変動額合計 | 10,505,989 | 2,045,951 | 265,562 | 265,562 | 2,311,514 |
| 当中間期末残高 | 2,045,951 | 86,141,897 | 1,214,928 | 1,214,928 | 87,356,826 |

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～50 年 |
| 器具備品 | ４～15 年 |

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

| | |
|---|---|
| のれん | 14 年 |
| 顧客関連資産 | ６～19 年 |
| ソフトウェア（自社利用分） | ５年（社内における利用可能期間） |

⑶リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

⑶退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「収益認識会計基準」等を当中間会計期間の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計基準等の適用が中間財務諸表に及ぼす影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

| 第37期中間会計期間<br>（2021年9月30日） |
|---|
| ※1．有形固定資産の減価償却累計額<br>1,320,556千円 |
| ※2．消費税等の取扱い<br>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。 |
| ※3．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。<br>当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。<br>当座借越極度額の総額　10,000,000千円<br>借入実行残高　－<br>差引額　10,000,000千円 |
| ※4．当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額73,437千円の支払保証を行っております。 |

（中間損益計算書関係）

| 第37期中間会計期間<br>（自　2021年4月1日　至　2021年9月30日） |
|---|
| ※1．一般管理費のうち主要なもの<br>のれん償却費　152,270千円<br>減価償却実施額<br>有形固定資産　191,604千円<br>無形固定資産　1,304,363千円 |
| ※2．営業外収益のうち主要なもの<br>為替差益　6,622千円<br>受取配当金　4,755千円<br>投資有価証券償還益　90,952千円<br>投資有価証券売却益　48,142千円 |
| ※3．営業外費用のうち主要なもの<br>投資有価証券償還損　15,001千円<br>投資有価証券売却損　8,258千円 |
| ※4．特別損失のうち主要なもの<br>システム統合関連費用　145,261千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）
第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日）
発行済株式数に関する事項

| | 当事業年度期首<br>株式数 | 当中間会計期間<br>増加株式数 | 当中間会計期間<br>減少株式数 | 当中間会計期間末<br>株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 33,870,060株 | － | － | 33,870,060株 |

（リース取引関係）

| 第37期中間会計期間<br>（自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日） |
|---|
| １．オペレーティング・リース取引<br>（借主側）<br>未経過リース料（解約不能のもの）<br>１年以内　1,179,776千円<br>１年超　2,903,862千円<br>合　　計　4,083,639千円 |

（金融商品関係）
１．金融商品の時価等に関する事項
第37期中間会計期間（2021年９月30日）
2021 年９月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)現金及び預金 | 38,529,337 | 38,529,337 | － |
| (2)顧客分別金信託 | 300,038 | 300,038 | － |
| (3)未収委託者報酬 | 10,909,133 | 10,909,133 | － |
| (4)未収運用受託報酬 | 2,723,571 | 2,723,571 | － |
| (5)未収投資助言報酬 | 399,072 | 399,072 | － |
| (6)投資有価証券 | | | |
| ①その他有価証券 | 21,960,848 | 21,960,848 | － |
| (7)投資その他の資産 | | | |
| ①長期差入保証金 | 1,408,170 | 1,408,170 | － |
| 資産計 | 76,230,173 | 76,230,173 | － |
| (1)顧客からの預り金 | 12,736 | 12,736 | － |
| (2)未払金 | | | |
| ①未払手数料 | 4,996,181 | 4,996,181 | － |
| 負債計 | 5,008,917 | 5,008,917 | － |

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び (5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 顧客からの預り金、及び (2) 未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|---|---|
| その他有価証券<br>非上場株式 | 39,809 |
| 合計 | 39,809 |
| 子会社株式<br>非上場株式 | 11,246,398 |
| 合計 | 11,246,398 |

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（有価証券関係）
第37期中間会計期間（2021年９月30日）
１．子会社株式
子会社株式（中間貸借対照表計上額　11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの<br>投資信託等 | 16,269,607 | 14,102,355 | 2,167,252 |
| 小計 | 16,269,607 | 14,102,355 | 2,167,252 |
| (2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの<br>投資信託等 | 5,691,240 | 6,001,639 | △310,398 |
| 小計 | 5,691,240 | 6,001,639 | △310,398 |
| 合計 | 21,960,848 | 20,103,994 | 1,856,853 |

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）
第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　至　2021年９月30日）
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第37期中間会計期間（自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

⑴製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 外部顧客への営業収益 | 32,740,035 | 4,392,826 | 633,982 | 117,708 | 37,884,552 |

⑵地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

⑶主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

| 第37期中間会計期間<br>（自　2021年４月１日　　至　2021年９月30日） |
|---|
| １株当たり純資産額　　2,579円18銭<br>１株当たり中間純利益　　60円41銭<br><br>なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

# 追加型証券投資信託
# トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド
# 約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

## 〔運用の基本方針〕

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、主として「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象

「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

１．トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社のうち、主として、わが国の取引所第一部に上場している株式を投資対象として運用する「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券に投資します。（「取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。）

※グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。

２．当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行ないます。

３．「トヨタグループ株式マザーファンド」の受益証券の組入比率は、通常の状態で高位を保つことを基本とします。

４．株式以外への資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属すると見なした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

５．この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

６．なお、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実資投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。

(5) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35％以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、トヨタ自動車株式会社の株式への実質投資割合は、原則として約50％までとします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行ないます。

(8) スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。
(9) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第23条の範囲で行ないます。
(10) 外国為替予約取引は約款第28条の範囲で行ないます。

収益分配方針

毎決算時（毎年１回、原則として11月13日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

(1) 分配対象額の範囲
経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針
収益分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向を勘案して、原則として経費控除後の配当等収益を中心に、決定します。基準価額水準や分配対象収益が少額の場合等によっては、分配金が少額になることや分配を行なわないこともあります。

(3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託
『トヨタ自動車／トヨタグループ株式ファンド』
〔信託約款〕

**【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】**

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**【信託の目的、金額および追加信託の限度額】**

第２条　委託者は、金200億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第１項、第50条第１項、第51条第１項または第53条第２項の規定による解約の日までとします。

**【受益権の取得申込みの勧誘の種類】**

第４条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

**【受益権の分割および再分割】**

第５条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については200億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**【当初の受益者】**

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

**【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】**

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③　信託財産のうち、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。

④　予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益権の帰属と受益証券の不発行】**

第９条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り

扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第５条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

**【受益権の設定に係る受託者の通知】**

第10条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

**【受益権の取得単位および価額】**

第11条　委託者の指定する販売会社は、第５条第１項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第１項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円に委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

**【受益権の譲渡に係る記載または記録】**

第11条の２　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない

場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**【受益権の譲渡の対抗要件】**

第11条の３　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第12条　＜削　除＞

第13条　＜削　除＞

第14条　＜削　除＞

**【投資の対象とする資産の種類】**

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

３．金銭債権（第１号、第２号および次号に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

**【運用の指図範囲】**

第16条　委託者は、信託金を、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるトヨタグループ株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

14．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

15．外国法人が発行する譲渡性預金証書

16．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第14号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第14号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**【デリバティブ取引等にかかる投資制限】**

第16条の２　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

**【運用の基本方針】**

第17条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

**【投資する株式等の範囲】**

第18条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することができるものとします。

**【同一銘柄の新株引受権証券への投資制限】**

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**【信用取引の指図範囲】**

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**【先物取引等の運用指図】**

第21条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第２項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第２項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第２項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の

範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

**【スワップ取引の運用指図】**

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】**

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**【同一銘柄の転換社債等への投資制限】**

第24条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**【有価証券の貸付の指図および範囲】**

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行なうものとします。

**【外貨建資産への投資制限】**

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

**【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】**

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**【外国為替予約の指図】**

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

**【信託業務の委託等】**

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第30条 ＜削　除＞

**【混蔵寄託】**

第31条 金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

**【信託財産の登記等および記載等の留保等】**

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**【有価証券売却等の指図】**

第33条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**【再投資の指図】**

第34条　委託者は、前条の規定による一部解約金、有価証券の売却代金、株式の清算分配金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**【資金の借入れ】**

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金およびの償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**【損益の帰属】**

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**【受託者による資金の立替え】**

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**【信託の計算期間】**

第38条　この信託の計算期間は、毎年11月14日から翌年11月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

**【信託財産に関する報告】**

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを

委託者に提出します。

**【信託事務等の諸費用】**

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　ただし、信託財産の財務諸表の監査に要する費用については、委託者は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。

**【信託報酬等の額】**

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の69の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

**【収益分配】**

第42条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**【収益分配金の支払いおよび再投資】**

第43条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」にしたがった契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　第１項に規定する収益分配金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

④　収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第44条　＜削　除＞

**【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】**

第45条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第１項に規定する支払日までに、一部解約金については第46条第２項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**【償還金および一部解約金の支払い】**

第46条　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行な

われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金は、第48条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

④ 第43条第３項に規定する信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する販売会社の営業所等において当該受益者に支払います。

⑤ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

**【収益分配金および償還金の時効】**

第47条　受益者が、収益分配金について第43条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第46条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

**【信託の一部解約】**

第48条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第４項の規定に準じて算定した価額とします。

**【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】**

第48条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

**【信託契約の解約】**

第49条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を

記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行ないません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

**【信託契約に関する監督官庁の命令】**

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

**【委託者の登録取消等に伴う取扱い】**

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第54条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

**【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】**

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】**

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**【信託約款の変更】**

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行ないません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

**【反対者の買取請求権】**

第55条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第49条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができま

す。

**【運用報告書に記載すべき事項の提供】**

第55条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

**【公告】**

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

**【信託約款に関する疑義の取扱い】**

第57条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**附　則**

第１条　第43条第４項および第46条第５項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第２条　平成18年12月29日現在の信託約款第９条、第10条、第12条から第14条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第３条　第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。（以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年11月14日

委託者　　トヨタアセットマネジメント株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

# 親投資信託
# トヨタグループ株式マザーファンド
# 約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

**基本方針**

トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

※グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。

**運用方法**

(1) 投資対象

トヨタ自動車およびそのグループ会社の中から、わが国の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。（「取引所」とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、本条において同じ。）

(2) 投資態度

１．トヨタ自動車およびそのグループ会社のうち、わが国の取引所第一部に上場している株式から流動性を勘案した銘柄（原則として、東京証券取引所第一部上場銘柄）に投資します。トヨタ自動車およびそのグループ会社の銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。

２．組入銘柄の投資比率の決定にあたっては以下の基本方針に基づいて行ないます。

・原則として、組入銘柄の時価総額に応じて投資比率を決定します。

・トヨタ自動車株式の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の50％を超える場合は、トヨタ自動車およびそのグループ会社全体の動きを捉えるために、トヨタ自動車株式の投資比率を約50％までとします。また、残りの約50％を、グループ会社株式の各銘柄の時価総額に応じた比率で投資します。

なお、設定・解約、組入銘柄の株価変動等により投資比率が変動することがあります。

３．ファンドの株式組入比率は、通常の状態で高位とすることを基本とします。

４．組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に２．で規定する基本方針に基づき行なうこととします。

投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。

なお、当ファンドは、上記１．から４．のあらかじめ決められた一定の方針にて投資をおこなうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。

５．この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等のため、内外の短期金融商品等に投資することがあります。

６．株式以外への資産への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

７．資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、グループ会社の定義等に大きな変更があった場合等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

**運用制限**

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

(4) 同一銘柄の株式への投資割合は、制限を設けません。

(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(6) 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８

号の定めがある新株予約権付社債を含め、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行ないます。

(8) スワップ取引は、約款第18条の範囲で行ないます。

(9) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第19条の範囲で行ないます。

(10) 外国為替予約取引は約款第24条の範囲で行ないます。

# 親投資信託
# 『トヨタグループ株式マザーファンド』
# 〔信託約款〕

**【信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託】**

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

**【信託の目的、金額および追加信託の限度額】**

第２条　委託者は、金200億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**【信託期間】**

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項および第２項、第43条第１項、第44条第１項または第46条第２項の規定による解約の日までとします。

**【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】**

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

**【受益権の分割および再分割】**

第５条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については200億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

**【受益者】**

第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

**【追加信託金の計算方法】**

第７条　追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

**【信託日時の異なる受益権の内容】**

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益証券の発行および種類】**

第９条　委託者は、第５条第１項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

**【受益証券の発行についての受託者の認証】**

第10条　委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

**【投資の対象とする資産の種類】**

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）

３．金銭債権（第１号、第２号および次号に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

**【運用の指図範囲】**

第12条　委託者は、信託金を次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

14．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

15．外国法人が発行する譲渡性預金証書

16．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第１号の証券または証書、第12号ならびに第14号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券および第12号ならびに第14号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

**【デリバティブ取引等にかかる投資制限】**

第12条の２　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

**【運用の基本方針】**

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

**【投資する株式等の範囲】**

第14条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することができるものとします。

**【同一銘柄の新株引受権証券への投資制限】**

第15条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

**【信用取引の指図範囲】**

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券
４．売出しにより取得する株券
５．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

**【先物取引等の運用指図】**

第17条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第12条第２項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

１．先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第２項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

２．先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第12条第２項に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

３．コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

**【スワップ取引の運用指図】**

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】**

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

**【同一銘柄の転換社債等への投資制限】**

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

**【有価証券の貸付の指図および範囲】**

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

１．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

**【外貨建資産への投資制限】**

第22条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の20を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

**【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】**

第23条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**【外国為替予約の指図】**

第24条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

**【信託業務の委託等】**

第25条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条　＜削　除＞

**【混蔵寄託】**

第27条　金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

**【信託財産の登記等および記載等の留保等】**

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**【有価証券売却等の指図】**

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**【再投資の指図】**

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、株式の清算分配金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**【損益の帰属】**

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**【受託者による資金の立替え】**

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**【信託の計算期間】**

第33条　この信託の計算期間は、毎年11月14日から翌年11月13日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

**【信託財産に関する報告】**

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

**【信託事務等の諸費用】**

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**【信託報酬等の額】**

第36条　委託者および受託者はこの信託契約に関して信託報酬を収受しません。

**【利益の留保】**

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第39条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払い】

第40条　委託者は、受託者により償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

【信託の一部解約】

第41条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第47条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背い

た場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

**【信託約款の変更】**

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

**【反対者の買取請求権】**

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第42条第４項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

**【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】**

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

**【運用報告書】**

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

**【公告】**

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

**【信託約款に関する疑義の取扱い】**

第52条この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**附　則**

第１条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。（以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として

行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成15年11月14日

委託者　　トヨタアセットマネジメント株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社